

西淀川区役所広報委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 西淀川区役所の広報発信力強化を目的として、西淀川区役所広報委員会（以下「広報委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 広報委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 区の広報に関すること
- (2) その他西淀川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 広報委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員会の委員長は区長をもって充て、委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 広報委員会は、区長が招集する。

(担当者会議の設置)

第5条 広報委員会の下に担当者会議を置く。

2 担当者会議は、広報委員会の委員長及び委員が推薦する者で組織する。

(庶務)

第6条 広報委員会及び担当者会議の庶務は、区政企画課において行う。

(施行細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は区長が定める。

附則

この要綱は平成30年5月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表

副区長、総務課長、区政企画課長、地域支援課長、防災安全課長、窓口サービス
課長、保健福祉課長、こども福祉担当課長、生活支援担当課長、保健主幹